

○厚生労働省告示第百七十一号

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第三十六号）、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和六年政令第百二号）及び生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令（令和六年厚生労働省令第六十五号）の施行に伴い、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示を次のように定める。

令和六年三月二十九日

厚生労働大臣 武見 敬三

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示

（食品、添加物等の規格基準の一部改正）

第一条 食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の一部を次の表のように改正

する。